

ユニケア岡部通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所
運営規程

（事業の目的）

第1条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（事業社の名称）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1） 名称 ユニケア岡部 通所リハビリ事業所
- （2） 所在地 静岡県藤枝市岡部町内谷 1473-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1人(医師)

管理者は施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも当施設のサービス提供にあたるものとする。

(2) 医師 1人

(3) 看護・介護職員 16人以上(常勤換算)

看護・介護職員は、運営の方針に基づき目的を持って実行するものとする。

(4) 理学療法士または作業療法士 1人以上(常勤換算)

機能訓練及び作業療法

(5) 調理員 業務委託

調理業務全般

(利用の定員・営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の利用の定員は次のとおりとする。

利用定員数 1単位 50人

営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日まで、及び法人の指定する日を除く。

営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。

サービス提供時間 午前9時15分から午後4時20分までとする。

(通所リハビリの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 当事業所のサービス提供に際し利用者が負担する利用料金は、原則として基本料金の1割である。但し、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となる。

2 当事業所は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日迄に送付し、利用者及び扶養者は、連帯して当方に対し、当該合計額をその月の28日に当方指定口座から自動振替するものとする。

3 当事業所は、利用者及び扶養者から1項に定める利用料の支払を受け、利用者及び扶養者から請求があったときは、指定する送付先に対して、領収書を送付することとする。

4 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 サービス利用に当たっての留意事項

(1) 利用にあたっては、体調を整えること。

(2) 利用時間の変更については、事前に申し出ること。

- (3) 利用時間の延長もあるので、相談に応ずる。
- (4) 設備器具の利用については、事前に申し出ること。
その他相談に応ずる。

(緊急時等における対応方法)

第8条 通所リハビリの職員等は、通所リハビリを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、藤枝市 焼津市の区域とする。

(非常災害対策)

第10条 当事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体の拘束等)

第 11 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(虐待の防止等)

第 12 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の

変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 14 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

（職員の質の確保）

第 15 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする

（衛生管理）

第 16 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - （1） 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2） 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3） 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
 - （4） 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条 職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業

環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人志太会理事会とユニケア岡部通所リハビリテーション管理者との協議に基づいて定めるものとする

附則 この規定は令和 6 年 6 月 1 日より施行する。